

首都圏ARコンソーシアムに関する基本協定書

防衛医科大学校（以下「甲」という。なお責任所管は、防衛医科大学校とする。）と学校法人慶應義塾（以下「乙」という。なお責任所管は、慶應義塾大学病院とする。）は、次の各条のとおり首都圏ARコンソーシアム（MARC, Metropolitan Academic Research Consortium）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれの自主性及び独自性を尊重しつつ、互いに協力し、コンソーシアムの組成及び活動を通じて、革新的な医薬品等の創出を目指し、研究・教育及び医療活動のいっそうの充実を図るとともに、その成果を発信し、先端的医療の確立と健康医療分野の発展に寄与する。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関するコンソーシアムの組成を通じてその連携協力（以下「本連携協力」という。）を行う。

- （1） 臨床研究ネットワーク構築に関すること
- （2） 研究シーズの発掘・探索から開発の推進に関すること
- （3） 人材育成および人材交流に関すること
- （4） 臨床研究の支援に関すること
- （5） 産・学・官連携に関すること
- （6） その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項記載のコンソーシアム組成に必要な具体的事項として、別紙記載条項を内容とするコンソーシアム規約（以下「本コンソーシアム」という。）を本協定の締結と同時に別途合意して、本連携協力を具体的に実行する。

（定期会議による意思決定）

第3条 甲及び乙は、前条の本連携協力を円滑に推進するため、本コンソーシアムにおいては定期会議（総会、運営会議及びその他の定期的会議）を設置して活動することを基本方針とすることを確認した。

（秘密保持等）

第4条 甲及び乙は、有効期間中及び期間終了後も、本協定の協議及び締結に関して知り得た相手方の情報を秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。本連携協力における甲乙間の秘密保持義務の取扱い、知的財産等の成果物の取扱い

並びに本連携協力から生ずる学術情報の発表については、本コンソーシアム規約に記載するところに従う。

(誠実協議)

第5条 本協定に関して疑義が生じたとき、本協定の一部を変更しようとするとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙間で誠実に協議の上都度決定する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了2ヶ月前までに甲または乙の一方が、書面による解約の意思表示をおこなわない限り、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項にかかわらず、甲乙間において本コンソーシアムの効力が有効に存続する期間中においては、本協定は有効に継続する。

平成30年11月1日



甲 埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学
学校長 長谷和生



乙 東京都新宿区信濃町35番地

学校法人 慶應義塾
慶應義塾大学病院
病院長 北川 雄光

